

暴力団排除に関する誓約事項

当社は、協定を締結するにあたって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽である、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合や代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金などを供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員があることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。